

石川地方生活環境施設組合最低制限価格制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石川地方生活環境施設組合が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により契約を締結しようとする場合における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び石川地方生活環境施設組合財務規則で準用する石川町財務規則（昭和58年規則第17号）第120条第2項の規定による最低制限価格制度の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計金額 管理者が算定する設計金額で、特段の規定がない限り、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含まない額とする。
- (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (3) 工事関連業務委託 建設工事に関する次に掲げる業務の委託をいう。
 - ア 測量業務 測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量の業務
 - イ 建築関係の建設コンサルタント業務 建築に関する工事の設計若しくは監理又は建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務
 - ウ 土木関係の建設コンサルタント業務 土木に関する工事の設計若しくは監理又は土木に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務
 - エ 地質調査業務 地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定する業務
 - オ 補償コンサルタント業務 建設工事に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償に関連する業務
- (4) 業務委託 前号に定める工事関連業務委託以外の業務委託をいう。
- (5) 制限価格 施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格で、消費税等相当額を含まない額をいう。

(制限価格の適用)

第3条 制限価格は、その設計金額（消費税等相当額を含む。以下本条において同じ。）が130万円を超える建設工事の請負並びにその設計金額が50万円を超える工事関連業務委託及び業務委託に係る競争入札に適用する。ただし、管理者が適用の必要がないと認める場合は、この限りでない。

(建設工事に係る制限価格の算出)

第4条 建設工事に係る制限価格の額は、対象となる建設工事の設計金額の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が設計金額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、設計金額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認める場合は、設計金額に10分の7.5から10分の9.2までの範囲において管理者が定める割合を乗じて得た額を制限価格の額とすることができる。

3 前2項の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする(以下第6条までの算出において同じ。)

(工事関連業務に係る制限価格の算出)

第5条 工事関連業務に係る制限価格の額は、対象となる工事関連業務の設計金額の算出の基礎となった当該工事関連業務に係る次の各号に掲げる業務の種類ごとに当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 測量業務 次に掲げる額の合計額。ただし、その額が設計金額に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.2を乗じて得た額とし、設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額とする。

ア 直接測量費の額

イ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額。ただし、その額が設計金額に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.1を乗じて得た額とし、設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額とする。

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額。ただし、その額が設計金額に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.1を乗じて得た額とし、設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額とする。

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

- (4) 地質調査業務 次に掲げる額の合計額。ただし、その額が設計金額に10

分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、設計金額に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

- ア 直接人件費の額
 - イ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
- (5) 補償コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額。ただし、その額が設計金額に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8.1 を乗じて得た額とし、設計金額に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

- ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認める場合は、設計金額に 10 分の 6 から 10 分の 8.5 までの範囲において管理者が定める割合を乗じて得た額を制限価格の額とすることができる。

(業務委託に係る制限価格の算出)

第 6 条 業務委託に係る制限価格は、対象となる業務委託の設計金額に 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

(複合業務に係る制限価格の算出)

第 7 条 建設工事、工事関連業務委託又は業務委託のうち 2 以上の業務から構成される業務に係る制限価格の額は、第 4 条から前条までの規定によりそれぞれの業務の制限価格を算出し、それらを合計した額とする。

(制限価格の設定の周知)

第 8 条 競争入札において最低制限価格を設定する場合は、当該競争入札に参加しようとする者に対し、最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(委任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。